

平成 2 9 年第 4 回墨田区議会定例会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

平成29年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

ア 議員報酬の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
議 長	917,000円	918,000円
副 議 長	788,000円	789,000円
委 員 会 委 員 長	652,000円	653,000円
同 副 委 員 長	629,000円	630,000円
そ の 他 の 議 員	610,000円	611,000円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	平成29年度（案）	平成30年度以降（案）
年間支給月数	3.52	3.60(+0.08)	3.60(+0.08)
6月	1.635	1.635(――)	1.675(+0.04)
12月	1.635	1.635(――)	1.675(+0.04)
3月	0.250	0.330(+0.08)	0.250(――)

（2）施行期日

ア 議員報酬の額に係る改正及び平成30年3月に支給する期末手当に係る改正 平成30年1月1日

イ 平成30年度以降に支給する期末手当に係る改正 平成30年4月1日

2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

ア 給料の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
区 長	1, 1 3 7, 0 0 0 円	1, 1 3 8, 0 0 0 円
副 区 長	9 1 7, 0 0 0 円	9 1 8, 0 0 0 円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	平成 2 9 年度 (案)	平成 3 0 年度以降 (案)
年間支給月数	3. 5 2	3. 6 0 (+0.08)	3. 6 0 (+0.08)
6 月	1.635	1.635(――)	1.675(+0.04)
1 2 月	1.635	1.635(――)	1.675(+0.04)
3 月	0.250	0.330(+0.08)	0.250(――)

(2) 施行期日

ア 給料の額に係る改正及び平成 3 0 年 3 月に支給する期末手当に係る改正
平成 3 0 年 1 月 1 日

イ 平成 3 0 年度以降に支給する期末手当に係る改正 平成 3 0 年 4 月 1 日